

幸田町在宅高齢者外出支援タクシー利用助成事業について

町内にお住まいの高齢者の方で、一定の条件を満たす場合にタクシー運賃を助成します。

◆対象者(町内に住所を有する人で、以下①から③までを全て満たす人)

- ①医療・福祉・介護施設に入院や入所をしておらず在宅で生活する人
- ②幸田町福祉タクシー料金利用助成事業の対象とならない人
- ③令和8年度末(令和9年3月31日)時点で80歳以上であって、運転免許を有していない人

※令和5・6・7年度在宅高齢者外出支援タクシー利用助成券の交付を受けた人は、令和6年4月1日以降に運転免許を有している場合であっても対象となりますが、その運転免許の有効期間を更新した場合は、運転免許を更新した翌年度から対象外となります。

◆交付枚数(年度)

普通車初乗運賃+1,000円以内券(水色) 16枚

◆有効期限

年度末(3月31日)まで ※当該年度以外の助成券は使えませんので御注意ください。

◆利用方法

タクシーの普通車に乗車する際に、助成券を1枚利用できます。

助成上限額(普通車初乗運賃額+1,000円)を超えて乗車する場合は、タクシー運賃から助成上限額を差し引いた金額を運転手にお支払いください。

◆利用できるタクシー会社(各市町50音順)

タクシー事業者名	令和7年度実績	所在地	配車用電話番号
福祉タクシーげん(予約制)	○	幸田町	090-1092-1908
シルバーネット交通(レミックス)	○	幸田町	0564-56-3081
岡乗タクシー	○	岡崎市	0564-73-3770
岡陸タクシー	○	岡崎市	0564-53-5411
シルバーネット	○	岡崎市	0564-72-4111
中電交通	○	岡崎市	0564-64-0501
福車屋タクシー	×	岡崎市	0564-83-8177
豊栄交通岡崎	○	岡崎市	0564-31-2268
名鉄岡崎タクシー	○	岡崎市	0564-51-1111
かねータクシー	○	蒲郡市	0533-57-5656
豊鉄タクシー	○	蒲郡市	0533-69-3211
エクスプレス・サービス	○	安城市	0120-476-678
こうしん介護タクシー	×	刈谷市	0120-47-1148
大興タクシー	○	刈谷市	0566-21-3418

※印刷時期の都合上、助成券裏表紙裏面に掲載できない場合があります。

◆初乗運賃+1,000円以内券の注意事項

- ・初乗運賃+1,000円以内券の助成額は、「普通車の初乗運賃額」と「普通車初乗運賃以外のタクシー運賃(上限1,000円)」の合計額です。タクシー運賃が助成額の上限を超える場合は、自己負担が発生しますので、お支払いください。
- ・タクシー運賃が助成額の上限に達しない場合など、その他のいかなる場合であっても、初乗り運賃+1,000円以内券の利用によるつり銭は発生せず、タクシー運賃が助成額となりますので御注意ください。
- ・本人が乗っていれば、他の同乗者の同乗は可能です。
- ・幸田町福祉タクシー料金助成券と併用することはできません。

◆お願い

助成券を使用される皆様には、以下のとおり適正な使用をお願いします。

- 1 助成券の表紙に記載された氏名の御本人が御使用ください。
- 2 利用者の方が死亡された場合、町外へ転出される場合、医療・福祉・介護施設などに入院・入所した場合など対象外となった場合は、役場にて喪失の手続きをし、助成券をお返してください。
- 3 交付した助成券を失くしたり、汚れたり、破れたりしても再交付はしません。
- 4 他人への譲渡は出来ません。また、明らかに、御本人以外の方が助成券を利用しようとしている場合には、運転手から本人確認を求められる場合があります。不正な利用が確認された場合は助成券及び助成相当額を返還していただきます。
- 5 助成券で支払いができるのは、タクシー運賃のみ(迎車回送料金などを含め、運賃の割引・割増後の精算運賃)です。介助代は含みません。

* 年度途中で申請の場合の交付枚数

申請月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
初乗運賃 +1,000円以内券 交付枚数	15 枚	14 枚	13 枚	12 枚	11 枚	10 枚	9 枚	8 枚	7 枚	6 枚	5 枚